



## VOL. 129

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

### ★ 従業員が社外の女性と不倫関係になりトラブルになったことを理由とした解雇が有効となった事例

#### 1 社外の不倫関係によるトラブルで解雇ができるか？

以前、社内不倫を理由に解雇ができるのか？というテーマで解雇有効となった裁判例を採り上げました (<https://x.gd/awYwl>)。今回は社外の不倫関係によるトラブルで解雇は有効となった事例を採り上げます。

#### 2 事実関係

王はD会社の従業員です。勤務中、王は既婚女性である社外の孫と不倫関係を持ち、その夫である趙を電話やショートメッセージ、不適切な写真の送信によって繰り返し嫌がらせをし、公安機関から行政処罰を受けました。

公安機関の行政処罰決定書によると、2019年3月下旬以降、王は趙に妻と離婚させるため、電話やショートメッセージを通じて何度も嫌がらせを行いました。さらに2019年4月8日には微信（WeChat）を使って趙に不適切な写真を送信し、彼の日常生活を妨害しました。公安機関は4日間の行政拘留を決定しました。

会社は民主的な手続きに基づき制定した《従業員賞罰制度》の第2.1条で、処分を以下の7段階に分けています：警告、戒告、大過、降格、解任、留用観察、解雇。処分の対象となる行為には、威嚇、侮辱、デマの流布、他人や会社の名誉を毀損する行為があり、その情状が悪質な場合を含むとされています。この制度は就業規則に記載されており、王はこの就業規則の受領書に署名しています。

2019年4月12日、会社は王が《労働契約法》第39条および《従業員賞罰制度》2.1.3条（犯罪行為を犯した場合に処罰する旨の規定）に違反したとして労働契約を解除する決定を労働組合に通知しました。4月15日、労働組合は復文し、双方の労働関係の解除に同意しました。2019年4月24日、会社は王が他人の家庭を危険にさらし、拘留によって悪影響を与え会社のイメージを損ねたことを理由に、労働契約を解除すると決定しました。

#### 3 裁判所の判断

##### (1) 一審判決（裁判所の見解）

- ・ 民事行為は社会の道徳を尊重し、公序良俗に適合し、社会公共の利益を守るべきであり、正しい結婚観と恋愛観を確立することは社会道徳、家庭美德、個人の品德において必然的な要求です。

- ・公安機関の調査によれば、王は趙と妻を離婚させる目的で、電話やショートメッセージ、不適切な写真の送信を通じて繰り返し嫌がらせを行い、趙の正常な生活を妨害し、他人の合法的な婚姻関係を破壊しました。この行為は善良な風俗に反するだけでなく、労働者として守るべき基本的な職業倫理にも違反し、さらに会社の《従業員賞罰制度》にも違反しています。
- ・王は、自身の行為は私生活の問題であり会社の規則には違反していないと主張しましたが、裁判所は正しい婚恋観を確立することは基本的な道德要求であり、過度な要求ではないと判断しました。《従業員賞罰制度》第 2.1.3 条の規定には解雇が含まれており、王の主張は根拠を欠くため支持されませんでした。
- ・《中華人民共和国労働法》第 25 条により、労働者が重大な労働規律違反または会社の規則に違反した場合、労働契約を解除できるとされています。会社が労働組合の手続を経て労働契約を解除したことは違法ではありません。

以上により、一審判決は王の請求を棄却しました。

## (2) 二審判決

王は一審判決を不服として控訴し、「私の行為は私生活の問題であり、私は公務員ではないのだから、そこまで高い要求をされるべきではない」と主張しました。しかし、二審裁判所は以下の通り判断しました：

王の行為は私生活の問題であるものの、公序良俗に重大に違反し、行政処罰を受け、社会的な悪影響を引き起こしました。このため、会社の名誉が損なわれたと推定され、会社の《従業員賞罰制度》にも違反します。同制度には解雇が含まれており、会社が労働組合の手続を経て労働契約を解除したことは違法ではありません。

## 4 実務上の留意点

社外で不倫関係にあったからといって解雇できるわけではなく、不倫に関するトラブルで行政罰を受けたことが解雇有効の理由になったものと思われます。日本の場合、社外の私生活上のトラブルを理由に解雇をすることは難しいですが、中国の場合、労働者側に厳しく判断をし、行政罰といえども処罰を受けた場合は解雇が有効になることがあります。日系企業でもこの種のトラブルが無いことはないですので、もし起きた場合の参考になさっていただければと思います。

案件番号：（2020）蘇 02 民終 1844 号（仮名使用）

お電話・メールでご相談お待ちしております。（9:00～17:00）

[社若経営法律事務所](#) TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)